

「一九四六」(王希奇教授)神戸展実行委員会 会則

(名称と所在地)

第1条 本会の名称は「一九四六」(王希奇教授)神戸展実行委員会とし、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、「一九四六」(王希奇教授)神戸展を実現させることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条の目的のため、学習会や文化交流事業、その他必要な諸事業を行う。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同し、寄付金を納める個人・団体を会員とする。

(運営)

第5条 本会に役員会を置き、会の運営を行う。役員会は代表1名、事務、会計および各事業に責任を持つ役員で構成する。

(会計)

第6条 本会の会計は、寄付金およびその他の収入で賄う。

会計年度は4月1日から翌年3月末日とする。

(機関)

第7条

(1) 絵画展終了後に総会を開催し、事業報告、会計・監査報告を行う。

(2) 役員会は事業に必要な事項を審議決定し、総会に報告する。

(3) 役員会は役員および会計監査を選出する。

(4) スタッフ会議を適時行い、日常的な活動の調整と意思統一を図る。

(顧問および相談役)

第8条 本会には顧問および相談役を置くことができる。いずれも役員会で選任する。

(会則の改廃)

第9条 本会会則の改廃は役員会で行い、総会の承認を得る。

(付則)

第10条 本会則は2020年10月1日から施行する。